

令和 8 年度 第 2 回
逗子市障がい者福祉計画策定等検討会
会議録

令和 8 年 7 月 24 日 開催

第2回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 会議録	
日 時	令和8年7月24日（金）14時から16時まで
開催場所	逗子市役所5階 第1会議室
出席者	小野口 富士男（公募市民）
	中野 由美子（逗子市手をつなぐ育成会）
	黒崎 信幸（逗葉ろうあ協会）
	斗舛 もも子（社会福祉法人 湘南の風えいむ）
	木本 幸子（相談支援・就労支援B型事業所 カモミール）
	玉樹 正人（逗子市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会）
	木村 浩介（逗子市社会福祉協議会）
	金高 久美子（鎌倉保健福祉事務所 保健予防課）
	中村 純一（逗子市教育委員会 療育教育総合センター）
	アドバイザー 石渡 和実（東洋英和女子学院大学 名誉教授）
欠席者	牛尾 幸子（公募市民） 杉浦 忠（公募市民） 関谷 彩子（地域活動支援センター ワークショップ リプル） 伊藤 英樹（逗子市教育委員会 子育て支援課）

事務局	沼田 千亜紀（逗子市 障がい福祉課）
	黒川 恭祐（逗子市 障がい福祉課）
	細野 翔太（逗子市 障がい福祉課）
	山口 翔太郎（逗子市 障がい福祉課）
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	（１）逗子市地域福祉計画進行管理表に係る意見聴取 （２）第５期逗子市障がい者福祉計画 骨子案について （３）その他
議 事	別添 発言要旨のとおり
配布資料	※当日配付 ○次第 ○（資料１）２０２５年度（令和７年度）逗子市地域福祉計画 進行管理表 ○（資料２）第５期逗子市障がい者福祉計画 骨子案 ※事前送付資料 ○なし

第2回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 会議録要旨

【開会】

事務局 沼田

逗子市障がい福祉課の沼田と申します。本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。令和8年度第2回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会を開催させていただきます。

今回は、まず逗子市地域福祉計画の数値目標に位置づけられた事業の進行管理を行い、その後に、逗子市障がい者福祉計画の骨子案をお示しいたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

本日は3名、欠席のご連絡をいただいています。杉浦委員がまだいらっしゃっていないため、現時点で10名の出席となります。

傍聴を希望される方はいらっしゃるでしょうか。（確認）いないとのことですが、途中で傍聴のご希望がありましたら、入室いただきます。では、希望される方がいらした場合には入室をさせていただきます。

議事を始める前に、資料の説明をさせていただきます。副主幹の黒川より説明いたします。

事務局 黒川

本日配付の資料についてご説明いたします。本日の次第、資料1「2025年度（令和7年度）逗子市地域福祉計画進行管理表」、資料2「第5期逗子市障がい者福祉計画 骨子案」、以上になります。不足等がありましたら、会議の途中でも事務局へお声がけください。

事務局 沼田

それでは次第の2、議事に入ります。議事の1 逗子市地域福祉計画進行管理表に係る意見聴取について、担当より資料を基に進めさせていただきます。

議事1 逗子市地域福祉計画進行管理表に係る意見聴取について

事務局 細野

「資料1 2025年度（令和7年度）逗子市地域福祉計画進行管理表」を用いて、お話させていただきます。この資料は、逗子市地域福祉計画で定める令和11年度末の目標値に向け、毎年進行管理を行うためのものです。現在の状況等を説明させていただき、それに対する皆様からのご意見を集約し、地域福祉計画の懇話会へ報告いたしますので、ご意見等を頂戴できればと思います。

1ページ目をご覧ください。「障がいのある人の居住支援」です。令和11年度で、“市内におけるグループホームの施設数が12か所になっている”と目標を設定しています。

中段に年度別の達成状況が記載されておりますが、2023 年度に8か所となっており、市内のグループホーム数は変わっていないというのが現状です。今年の秋にかけて、1か所開設される予定です。

2ページ目の上段に「課題の分析と今後のアプローチ」を載せております。グループホームの設置を検討している事業者次第となっており、問い合わせ・相談後も、実際の設置に繋がらないことが過去に複数件ありました。今回のアンケート調査でも市内にグループホームの設置を望む声は多いため、引き続きグループホーム設置要件として事業者への補助制度等の情報提供を積極的に行いたいと考えております。

3ページ目、「障がいのある人の就労支援」です。就労移行支援を通じて一般就労に移行する方が、令和11年度には年間で18名になっているという目標を掲げています。中段の年度別達成状況は、各年度の人数となっています。バラつきはありますが、2023年度から9名、7名、現状では11名となっております。就労系障害サービス実利用者数は、令和7年3月末が152名、令和8年3月末は162名と増加していますが、数値としてはまだまだ伸ばしていかなければならないところです。

4ページ目、「自己評価」「課題の分析と今後のアプローチ」です。各種会議や、特別支援学校との進路に関する情報交換会等の実施により、様々な意見聴取ができたと思っております。また、障がい者就労なんでも相談等の実施により、障がい当事者の相談の場を一定数用意できております。引き続き、自立支援会議の就労支援部門において意見交換・情報共有を行い、関係機関の相互連携を深めつつ、当事者の相談の場を増やし、就労者数を増やしていこうと考えております。

5ページ目、「バリアフリーの推進」です。「障がいや障がいのある人に対し、社会全体の理解が進んできた」と回答する人の割合が66%以上になっていることを令和11年度の目標としています。このアンケートは毎年企画課で行っているアンケート調査ですが、令和6年度の47.5%から、令和7年度は44.9%と少し減っている状況です。なお、昨年度実施した障がい福祉計画策定のためのアンケート調査の、「最近5年程度で、障がいや障がいのある人に対する理解が進んだと思いますか」という設問では、障害のある方で56.1%、15歳以上の市民の方で63.2%、強度行動障害のある方のご家族では33.3%となっています。

6ページ目、「自己評価」「課題の分析と今後のアプローチ」です。毎年12月に開催している「ふれあいフェス in ずし」、例年2月頃に開催している「障がい者の権利擁護啓発講演会」の参加者数は増加傾向にあります。今後のアプローチとしては、理解・啓発に関する事業を積極的に推進しつつ、各種福祉教育に取り組みたいと考えております。

7ページ目、「地域生活支援拠点等の充実」として、目標は「緊急時の受け入れ・対応の対象となるハイリスク者の登録者数が30人になっている」です。支援が必要な方に事前に登録していただき、何かあったときに居場所を提供するような制度にしていますが、令和6年度の22名から、令和7年度は5名増えて27名の登録があります。7ページ目の中段下、令和7年度の取り組み実績「障がい者自立支援給付等支給事業」で、緊急時の受け入れ対応を2件行いました。これは制度が新設されて初めての利用実績です。8ペー

ジ目、「自己評価」です。一定数の事業所が登録され、制度としては整備されていますが、未登録の市内の事業所もあるため、引き続き登録を促します。「今後のアプローチ」については、広く制度を周知し、緊急時の受け入れ・対応が必要となるハイリスク者の洗い出しを行い、市内事業所の登録勧奨を行っていきます。説明は以上となります。

事務局 黒川

補足させていただきます。資料1の1ページで、令和11年度の数値目標が「グループホーム12か所」と記載がありますが、「施設の箇所数だと何人の方が利用できるのかわからない」と、この検討会でも度々ご意見をいただいています。ですので、障がい者福祉計画では「何人の方が利用できる」という表現に変更したいと考えています。また、地域福祉計画の目標値も同様に変更していきたいと考えております。

事務局 沼田

ただ今の資料1の説明について、ご意見・ご質問はございますか。

石渡アドバイザー

グループホームの目標値を施設数から利用可能な人数にするということですが、施設数と人数を併記することは可能でしょうか。

事務局 黒川

両方入れたほうがいいというご意見ですね。「目標の達成」という意味では、併記は難しいと考えますが、このようなご意見をいただいたということで検討いたします。

石渡アドバイザー

日中支援型のサービス事業所は、逗子市にはありますか。

事務局 黒川

湘南の凧さんが運営する日中支援型のサービス事業所が、今年10月に開所します。

石渡アドバイザー

定員は、何名くらいになりますでしょうか。

事務局 黒川

定員は20名です。さらに短期入所で2名、利用できます。

斗舛メンバー

男性 10 名・女性 10 名の定員で、別に男性 1 名・女性 1 名の短期入所枠を設けて、合計 22 名が入居できます。10 月の開所から半年ほどかけて、それぞれ入居していただくスケジュールを組んでいます。

石渡アドバイザー

半年ほどで定員が埋まる見通しでしょうか。

斗舛メンバー

既に入居される方は決まっています。春ごろに募集をかけて約 50 名の申し込みを受け、法人内でご本人様をはじめ、様々な状況を見させていただく中で 20 名を決めさせていただきました。全員が新しく日中支援型のサービス事業所に入る訳ではなく、既存のグループホームの入居者で高齢になられた方が日中支援型のサービス事業所に移り、今回応募された方が既存のグループホームに入居されることもあります。

石渡アドバイザー

50 名ほど応募があるというのは、ニーズがすごくあるということですね。

斗舛メンバー

逗子市内だけでなく、鎌倉や横須賀からも応募がありました。

石渡アドバイザー

日中支援型グループホームの評価は、自立支援協議会が行うという方向性は整理されているのでしょうか。他の自治体では、高齢者支援を行う企業等が日中支援型グループホームにも参入し、障がい者の支援の質という問題が挙がっています。逗子市では湘南の凧さんが運営されると聞き安心しましたが、これから進めていくにあたり、「サービスの質」という面では外部の目が入ることは大事だと思います。

事務局 黒川

新設のグループホームを逗子市自立支援会議が評価する形で行うことになっています。

中野メンバー

地域連携推進会議の発足が必須ではなかったでしょうか。

事務局 黒川

規定数の集会・会議は、現時点で、全て行われており、グループホームを母体とした会議が行われています。

石渡アドバイザー

一般のグループホームは、地域連携推進会議等が動くことでいい形になってきていると思います。日中支援型は湘南の凧さんが運営してくださるので安心してしています。何かあったら、情報を提供していただけるとありがたいです。

黒崎メンバー

逗子市の8か所のグループホームの中に、聴覚障がいの方が入れる施設はありますか。また、手話を言語とする人たちの暮らせる施設をつくりたいという話が出ていますが、その場合はどのような支援が受けられますか。現在、神奈川県内では聴覚障がいの方が入居できるグループホームはどこにもありませんが、グループホームに入居することで生活が安定すると思われる方々があります。もし逗子市内にそのような施設ができた場合、横須賀や鎌倉の方も利用できるかも合わせてお伺いしたいです。

事務局 黒川

黒崎メンバーのおっしゃるとおり、聴覚障がいの方のためのグループホームは県内だけでなく、全国でも少ないと思います。増やす努力をすべきと思いますが、運営母体となる事業者が見つからないと設置されないという状況にあります。また、「入居できる・できない」に関しては、申込み受付順や必要度順など、運営事業者の選定基準に左右されると思います。

木本メンバー

精神障がいのグループホームも同様で、精神障がいの方の入居先として開設しても、入居者が少なく「3障がい」の方に募集を拡げ、知的障がいの方が多く入居している、といった実態があります。身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方が同じ空間で生活するメリットもありますが、障がいの特性上、活発な知的の方と静かにしていきたい精神の方が一緒に暮らすことにストレスがあり、困難が生じるとよく聞いています。そのため、実家に身を寄せる、頑張ってアパートを借りる、我慢してグループホームで暮らすなどの選択をせざるを得ないそうです。今後計画を立てる中で、数値目標としては人数や施設数も必要とは思いますが、「どんな方向けのグループホームが、どんな規模で、どの地域にあるのが良いか」を検討するのはいかがでしょうか。

事務局 黒川

グループホームについては、県内・地域で必要な方が入れる仕組みを、全体的な視野で検討すべきこととは考えますが、県の計画との調整もありますし、圏域の会議等では話し合われているところではあります。今回の策定では難しいですが、事務局でも今後の課題として捉えたいと思います。

黒崎メンバー

バリアフリーに関して、多くの方はハード面のバリアは理解してもらえらるが、コミュニケーションなどのソフト面におけるバリアはほとんど気づいてもらえません。担当課の方や市民の方に、ソフト面に関するバリアの解消方法を一緒に考えていきたいです。

石渡アドバイザー

バリアというと、「ハード面」「偏見等の意識」「情報」「制度」と4つで捉えることが多く、「情報」のバリアについても知的障がいのある方への伝え方の配慮は進み、バリアの捉え方は拡がりを見せています。手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)ができ、手話への人々の関心も高まり、特に子どもたちが手話を学ぼうという流れも起きているので、少しずつではあるが、良い方向に進んでいると思います。

木村メンバー

資料1の就労支援で、年間の移行する人数を目標に立てていますが、就労移行した方たちの継続性やジョブコーチのようなフォローについて、計画の中で踏み込んだ内容を丁寧に記載する必要があると思います。一般就労は特に大変だと聞きますし、就労後のフォローとしてどんな支援があるのかを示し、市としての取組を盛り込んだ方が良いと考えます。バリアフリーの推進では「社会全体」という表現がありますが、これは国レベルの話となり、逗子市だけの努力では非常に難しい気がします。「社会全体」という目標が妥当かどうか、もっと身近な環境で表現をしたほうが良いと思います。当事者の方々に、「理解が進んでいる」という実感をどう持ってもらえるかが大事なので、「何をバリアと感じたか」を丁寧に把握するべきです。

小野ロメンバー

就労支援について、障がいのある方の法定雇用率が民間企業で2.7%に引き上げられました。障がいのある方に対する施策が色々あっても、企業に対するアプローチは困難が多いと思いますので、企業側への理解促進や逗子市と商工会議所の連携などができればと思います。

就労後のフォローに関しては私も大事だと思います。神奈川県の特設支援学校には、卒業後3年間は支援するルールがあり、その後は支援機関に委ねていく流れになります。過去の経験から、障がい者雇用では就労開始後3年、5年、7年前後で離職するケースが少なくありません。どういう形で進めていくかは難しい問題ですが、就労後のフォローは新たな視点として必要だと考えます。

事務局 黒川

就労定着支援という障害福祉サービスがあります。3年を目途として、就労後の定着を目指した支援が受けられるものですが、確かにこのサービスの利用者でないと、就労の後が見えないということがあります。商工会との連携については、職業体験の場を設けるた

めの相談を実施しています。ただし、逗子市の商工会の会員には従業員を雇用していない小規模事業者がかなり多く、雇い入れまで進めることは難しいです。それでも、障害のある方の就労に向けたスキルアップのため、受入れ企業の障害への理解促進のため、研修をさせていただきたいという相談は、個別に訪問しております。

小野ロメンバー

実習やトライアル雇用で一緒に働いてみると、意外と評価する企業もあります。実習も含めて進めていくといい気がします。

本本メンバー

就労定着支援の後の課題なのですが、3年が経ち、支援が終了する段階で、まだ支援が必要と思われる方を障害者就業・生活支援センターに繋ぐケースがあります。当事者のお話では、障害者就業・生活支援センターでは“自主的に動く人には支援する”と言われるそうで、障がいのある方が、自らの課題を相談員に適切な言葉で伝えることが難しいと思われるケースでもそういう対応されていると聞いています。定着支援終了後1年ほどで「転職したい」とか、「続かず体調が悪化してしまった」などの相談も受けました。フォローの3年間は必ずしも妥当な年数ではなく、その後の「自主的に」というところも課題として見えてくると、相談支援をされていて思います。

今回の調査の自由記述で有意義なご意見が豊富で、特に生活に密着したご意見が多いと感じました。例えばバリアフリーについて、「バス利用で席を譲っていただく機会が少なくなった」、「坂が多く、ちょっとした買い物でも不便」等のご意見を読み、障害種別などの括りでなく、地域に生活する人のバリアを考えると、より現実的・具体的なものが出せるのではと思いました。

中村メンバー

確認事項として、今回、進行管理表について議論していますが、今挙げられた意見が地域福祉計画の懇話会へ報告されるという認識でよろしいでしょうか。

次に、資料1の2ページ「課題の分析と今後のアプローチ」で、“グループホームの設置を検討している事業者次第になってしまうため”とありますが、他力本願に見えてしまい、事業者へのアプローチとしてこの文章が適切かそうか疑問に感じました。

最後に質問ですが、5ページの「年度別達成状況」で、「障がいや障がいのある人に対し、社会全体の理解が進んできた」の回答者が2024年度末に47.5%と高く、2025年度は44.9%と下がりました。これは2024年がオリンピックの年である影響もあると思いますが、どうお考えですか。

事務局 黒川

確認事項についてはご認識のとおりです。ご質問いただいた内容ですが、神奈川県では過去に大きな事件もあり、障がい者の問題にかなり真剣に取り組んでいます。また、パラ

オリンピック・デフリンピックも開催され、その機運によって社会全体で押し上げていくことが必要と考えておりますが、実際に市の規模でその機運に乗っている部分は少ないため、今後は機運を高めていくことも市の役割として必要だと感じております。

事務局 沼田

貴重なご意見をありがとうございました。ここで進行管理表についてのご意見は、一旦締めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、議事2 第5期逗子市障がい者福祉計画 骨子案について、事務局から説明をお願いします。

議事2 第5期逗子市障がい者福祉計画 骨子案について

事務局 細野

障がい福祉課、細野です。資料2を基に説明させていただきます。

1 ページ目「第1章 計画策定にあたって」では、「1 計画策定の背景と趣旨」についてまとめ、国や県の動向と、本市のこれまでの取組を整理しています。

(1) 国や県の動向では、障がいのある方を取り巻く状況が大きく変化し、一人ひとりの生活状況に応じた切れ目のない支援がこれまで以上に求められていることを整理し、その上で、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障害者総合支援法の改正」、「障害者差別解消法の改正」など、近年の主な法制度の動きについて触れ、医療・福祉・雇用の分野が連携しながら、地域や職場でその人らしく暮らせる体制づくりを進めていること、さらに「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の当事者目線に立った施策の推進や、地域において理解促進の取組が進んでいることを整理し、本市の計画が国・県の動向と整合したものととして策定されることを示しています。

2 ページ目、(2) 本市の取組は、本市のこれまでの取組について記載しています。本市では「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を3年計画、「障がい者福祉計画」を6年計画として、それぞれの期間を合わせて改定を重ねてきたことに加え、既存の計画が令和8年度をもって終了することから、次期計画を策定する旨を盛り込んでいます。

3 ページ目では、「2 計画の位置づけ」について示しています。本計画は、本市の障がい者施策を総合的に位置づけ、計画的に進めるための基本的な計画として、市民・関係機関・団体・事業者・行政がそれぞれの立場から積極的に取組を推進していく上の指針となるものです。障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけており、障がいのある方の自立と社会参加の支援、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ一体的に推進していくことを目的としています。併せて、本市の最上位計画である「逗子市総合計画」の個別計画として策定し、上位計画である「逗子市地域福祉計画」と連携を図りながら、国や神奈川県の基本計画等の関連計画とも整合を取り、障がいのある人・障

がいのある子どもを支える施策の充実を図る計画として策定します。

4ページ目は、「3 計画の対象」「4 計画の期間」について記載しています。国の基本指針では、身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がいのある人、障がいのある子ども、難病等の人を障害福祉サービスの対象者としています。本計画ではこれらの対象者を踏まえつつ、障がいの有無に関わらず相互の人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現を目指します。そのため、日常生活・社会生活において何らかの制限や不自由な状態にある方だけでなく、障がいのない方・支援を行う方も含め、全ての方を対象とする旨を記載しています。計画の期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間とし、その中には、令和9年度から令和11年度を計画期間とする「第8期逗子市障がい福祉計画」「第4期逗子市障がい児福祉計画」を含みます。6年間を通じて障がい者福祉施策の方向性を示しつつ、3年ごとに障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しを行い、必要に応じてサービス基盤や見込み量等の数値を調整できるようにしています。また、今後の社会情勢の変化や、県の方向性に大きな変更があった場合は、適宜必要な見直しを行うことも示しています。

5ページ目、「5 計画の策定体制」では、現在進行中のヒアリング調査と、今後実施予定のパブリックコメントの実施概要について記載します。実施概要については、ヒアリングにご協力いただいた団体・実施日・実施場所等、パブリックコメントでいただいたご意見を掲載予定です。

6ページ目からは、「第2章 計画の推進」として、計画の推進体制、進行管理や評価、総合計画との連携について記載する予定です。現在、記載内容の精査を行っておりますので、第2章の内容は次回の検討会でお示しします。

7ページ目からの「第3章 障がいのある人を取り巻く現状」では、障がいのある方の状況や、昨年度実施したアンケート調査の結果、障がい児支援の状況、当事者や家族の声、支援現場の状況から見えている課題を整理しながら、地域の現状を多面的に把握する内容を盛り込む予定です。「1 障がいのある人の現状」では、逗子市の総人口や障がいのある人の人口の、令和3年から令和8年までの推移をグラフに表しています。本日は、手帳所持者を中心にお話します。

9ページ目、身体障害者手帳所持者数は横ばいに近い推移ですが、令和7年から2年連続で減少しています。続いて10ページ目、療育手帳所持者数については一貫して増加していますが、令和4年からは年間5名から10名程度のゆるやかな増加となっています。11ページ目、精神障害者保健福祉手帳所持者数も一貫して増加傾向で、増加数は年によって変わりますが、令和3年から令和8年の5年間で147名増加しています。このほかにも統計資料を掲載予定ですが、数値が揃い次第、お示しいたします。

次に13ページ目、「第4章 計画の基本的な考え方」では、「1 計画の基本理念」として、第4期計画の基本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎ、障がいのある方もない方も、共に支え合いながら安心して暮らせるまちの実現を目指すことを掲げています。「ノーマライゼーション」は“地域で自分らしく生きるために”、「リハビリテーション」は“安心して納得できる生き方を求めて”という趣

旨で整理し、一人ひとりの尊厳と権利を尊重し、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を通じて、その人らしい生活と社会参加を保障していく考え方を示しています。次に「2 計画の基本指針」では、共生社会の実現と、障がいのある方の自立及び社会参加の支援等の施策の推進を目的とする障害者基本法第1条を基本として、本市の基本方針を整理しています。逗子市総合計画基本構想が掲げる「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の実現のための取組として位置づけられた「障がい者が安心して 自分らしく暮らしつづけられるまち」を引き続き基本方針として掲げ、本計画もこの基本方針を継承していく旨を掲載しています。

14 ページ目、「3 計画の施策体系」では、こうした基本理念・基本方針を受け、どのような柱立てで施策を構成しているのかを示しています。全体の構成は、前回計画と大きな変更はありませんが、5つの項目について表現の変更・新規の項目追加を行っています。

1-(1)は、「相談支援体制・ネットワークの充実と強化」から「包括的・重層的な相談支援体制の整備」に改めています。これは国の基本指針の見直しの方向性として、属性や世代を超えて、1人の相談を複数の分野が連携して受けとめる包括的・重層的な支援体制の構築が重視されていることを踏まえたものです。今回実施した本市のアンケート調査でも、「相談したいが、苦手でできない」と回答した方が令和4年度調査から増加しており、単独の窓口では対応できない、相談ニーズの多様化がうかがえます。これらを踏まえ、より幅広い相談を受けとめられる体制を目指す表現に見直していきます。

2-(1)は、「居住の場の確保」から「地域生活を支える住まいと支援体制の確保」に改めています。アンケート調査では、1人で暮らす方の割合が増加する一方で、「家族・親族と暮らしたい」という希望は減少傾向となっており、「わからない」との回答も一定数見られました。住まいの確保だけでなく、そこでの暮らしを支える相談や見守りなどの体制を併せて充実させる必要があるとの考え方です。

3-(2)は、「多様なサービスが利用できる基盤の整備」から「障害特性等に応じたサービス提供体制の整備」に改めています。国の基本指針の見直しにおいても、医療的ケア児をはじめとする多様な障害特性を持つ児童一人ひとりに応じた、きめ細かな支援体制の構築が準備されていることを踏まえ、一人ひとりに対応した提供体制を整えるという趣旨がより明確に伝わる表現に見直しています。

3-(3)には「インクルーシブ教育の推進」を新設しました。障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶ環境づくりは、国の障害福祉施策全体の重要な方向性となっています。本市のアンケート調査でも、障がいへの理解が学校で進んでいるかという設問に対し、「わからない」との回答が大きく増加しています。学校現場での障がいへの理解や交流のあり方について、市民の実感が変化していることがうかがえます。こうした状況を踏まえ、新たに独立した項目として位置づけています。

5-(6)には『手話施策の推進』が新設しました。令和7年6月、「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が全会一致で成立、施行されました。この法律では、手話を必要とする方にとって手話は言語、その他の重要な意思疎通の手段であることを明確に位置づけられ、国と地方公共団体に対し、手話の習得・習得への支援、手話文

化の保存・継承、国民の理解促進などを進める責務があることを定めています。さらに、都道府県・市町村の障害者計画を策定・変更する際には、この法律の趣旨を踏まえた内容とするよう努める旨が明記されており、本市の計画においても手話施策を明確に位置づけることが求められています。神奈川県においても、手話を言語として認識し普及を図る条例のもとで施策が進められており、こうした県内の動きとも連携しながら、本市としても手話に関する施策を計画的に推進していく必要があるとの考えから、新たな項目として追加しています。

次回の検討会で、新規・変更項目について具体的な施策を含め、15 ページ以降の「5 施策の展開」でお示しする予定です。本日は、ご説明した体系図の変更・追加内容や、前回計画からの見直しの方向性について、適切かどうか、委員の皆様のお立場から幅広くご意見をいただきたいと考えております。本市が特に力を入れるべき施策や、体系図に表れていない視点で盛り込むべき論点などがございましたら、この場で是非お願いいたします。いただいたご意見は、次回の施策の展開の検討に向けて、可能な限り反映していきます。全体の整合性等で、すべてを反映することは難しいため、あらかじめご理解いただきますよう、お願いいたします。

事務局 沼田

ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

中野メンバー

資料を前もって送付していただきたいなと思いました。当日ここで読んでも理解が追いつかないので、読み込んでから会議に参加したいと思います。

黒崎メンバー

パソコンで見られるので、データで送付してもらえると助かります。

中野メンバー

印刷して送付していただくのは大変だと思いますので、私も電子メール等でもいいと思います。

事務局 沼田

事務局で皆さんのメールアドレスをいただいているかを確認し、いただいてない方については担当からおたずねさせていただきます。

玉樹メンバー

骨子案3ページ目の計画の図ですが、これらの計画それぞれに、14 ページ目のような体系図があるのでしょうか。あるとしたら、それらは分野同士で重複・干渉してはいないのか、整理されているのか知りたいです。また、施策を市民に分かりやすく伝えていくた

めには、画一的な内容にとどまらず、逗子市における重要な課題を明確にした上で、重点的に取り組む項目を絞り込み、具体的で分かりやすい目標を設定することも必要ではないかと考えます。

事務局 黒川

骨子案3ページに示されている計画の体系図は、始めに「総合計画」があり、その中の大きな計画「地域福祉計画」、またその中の「障がい者福祉計画」「逗子市こども計画」「逗子市高齢者保健福祉計画」などのように、総合計画から見た形となります。14ページの施策の体系図は、総合計画の取組の方向の一つを基本方針として、障がい福祉の施策・取組を横に伸ばしているものです。施策の内容については仰ったように、逗子市で何を重点的に進めていくかを議論するほうが良いというのは私も同じ意見です。

木村メンバー

他の計画と兼ね合いについてですが、「総合計画」の中の福祉分野として「地域福祉計画」があり、そこに福祉部の横串というか、福祉部全体で目標設定や言葉（用語）を整理する必要があると思います。例えば、「インクルーシブ教育」は地域福祉推進計画では「福祉教育」と、統一されていません。また、「包括的・重層的支援体制整備」は福祉全体の話です。それを障がい福祉計画から切り取っても、福祉部として反映できないと考えます。そういう議論をするのであれば、この場に福祉部長にも来ていただくのが、本来はいいのだらうと思います。福祉部全体に及ぶものは、まず福祉部として整理していかないと、この計画にもそれが載ってきて、達成状況は各課で評価をしなければいけません。

木本メンバー

木村メンバーの仰るとおりです。14ページ目、施策の体系1-(1)で「包括的・重層的な相談支援体制の整備」は新規と謳っていますが、実際には既に私たちも行っており、さらに何をすればいいのかと困惑しています。先ほどの玉樹メンバーが仰っていたことは、私がこの会議ですずっと訴えてきたことと同じに思えますが、現場と行政の温度差が大きいです。そしてこの会議には、「市のために、私たちみんなでやろう」という熱量がずっと感じられません。「肅々と進行管理がなされればいい」と考えているのか、本当に施策として変えていきたいと思っているのでしょうか。障がい福祉計画を策定するうえでは、「よりよい逗子市にしていこう」という気概を得られるほうが良いと私も感じています。

黒崎メンバー

具体的な提案として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正の中で、今回は特に「合理的配慮」という言葉が強く出されています。聞こえない者にとっては相手が1つでも手話を使ってくるととても安心します。3年前に木村メンバーをお願いして、手話講習会の入門コースに、社会福祉協議会の職員の方全員に参加していただきました。社会福祉協議会の聴覚障がい者を見る目が変わり、本当にう

れしかったです。

老若男女を問わず、例えば商工会議所等と連携して、企業やお店の方々に、合理的配慮の一環として社協の手話講習会を受けてもらえるよう働きかけていただきたいと思います。

木本メンバー

参加する側として、平日の昼間は仕事があって参加できませんが、希望者はいると思います。例えば、基幹支援や包括支援がその会議体の中で、黒崎メンバーやろうあ協会の方に来ていただき、ちょっとした時間に教えてもらうミニ講習など、市や委託機関、協力団体などが方向性をつけてくれるだけでも違うと思います。

黒崎メンバー

今、逗子市の場合は民間委託して、日中・夜間それぞれの時間帯に手話サークル・手話教室が開催されているので、そちらも利用していただけたらと思います。

木村メンバー

今みたいな具体的な内容が計画に盛り込まれるべきなのだろうと思います。私が見える手話も、挨拶と自分の名前ぐらいですが、それができる人が100人いたら変わると思いますので、こうした地域に根差した身近な取組についても、計画に盛り込んでよいのではないかと考えます。

事務局 沼田

まだ具体的にできていないので、皆様のご意見をできるだけ頂戴し、反映できるものはさせたいと思っています。

玉樹メンバー

次回の検討会で「パラリンピックの選手を逗子市から出す」「聴覚障がいのサポートを日本一にする」「就労支援のエンジンをつくる」みたいな大きなテーマ・目標を決め、それにつながる具体策を議論しあったらどうでしょうか。

小野口メンバー

第5期の計画はどこに焦点をあてるのか、何を重点指向で進めていくのかは、決めたほうがいいと思います。重点項目を絞り込み、皆で取り組み、そこに大きな成果を得ることは良いと考えます。

中村メンバー

14 ページ目の施策体系で、「〇〇等」というのが4か所ありますが、「等」がそれぞれ何を指しているかを次回の検討会で教えてくださいと助かります。

木本メンバー

今の段階で、障がい福祉課が「本当は、ここを推したい」という項目はありますか。あれば教えていただき、次回までに私たち委員も、そこを軸として次回までに考えをまとめてこられますし、具体的な議論もしやすくなると思います。

事務局 黒川

「所管としてこう思っている」というのと、市としての見解が必ずしも一致しません。先ほども、実体化させなければ意味がないのではないかとご意見をいただきましたが、障がい福祉課単体で「これを市として推してます」とはなかなか言えるものではないため、メンバーの皆様の考えをいただきながら、作り上げていければ良いと考えております。

玉樹メンバー

今回の冒頭で、障がい福祉課または黒川さん個人のご意見でも構いませんので、逗子市として何を重点的に進めたいのか教えてください。

黒崎メンバー

私たち当事者は、手話通訳者・手話サークル・市民の有志の方に集まっていただき、「手話言語条例」の制定について、この5月に条例案・要望書を提出しました。実は3年前にも要望書は提出しましたが、そのときは「県の条例が既にあり、それに準じて事業を進める」との回答でした。その後、何も変わらず、今回は条例案も一緒に提出した次第です。

石渡アドバイザー

「逗子市として何がやりたいのか」は、自立支援協議会でも地域課題の整理をしているので、逗子市としての整理もできているのではと推測します。14 ページを見て思ったことは、行政は漏れがあってはならず、施策が包括的にならざるを得ない部分はあるが、逗子市として力を入れることを明確にしてもいいのではないかと、ということです。他市町村では、基本方針と施策分野の間に「重点課題」のような位置づけで、地域支援の強化、子どもの学び、地域移行などを入れているところも多いので、そのように入れ込むことも一つかなと思います。先ほど「逗子市からパラリンピックの選手を出す」等の具体的な目標が挙がりましたが、計画中のコラムとして、委員の方々のご意見の一部を入れ込む方法もあると思います。変わり目でもあるので、構成を変えて逗子の特色を打ち出すのはありかなと考えます。条例の制定も、市民が検討すると今の市の状況が出てくる反面、つくる段階では盛り上がるのですが、できてしまうと興味が失われてしまうことが多いです。条例をつくるときの情熱をいかに後に活かし、現実のものにしていくかはすごく大事です。人

口が少なく、小さな声を吸い上げやすいのが逗子市の大きなメリットだと思うので、当事者の声を反映した内容を計画の中に新たに盛り込むことは、すごく大事になってくと思います。行政計画に必要な枠組みは押さえつつ、逗子市の特徴を反映できるような方法を考え、委員の皆さんそれぞれのお立場・所属されている組織・団体の声も受けとめてもらえる計画策定をしていくことは必要と感じました。

金高メンバー

先ほどご説明いただいた施策の体系について、アンケート調査や皆さんからのヒアリング調査の結果、新しく法律が決まったことで現行計画から変更した項目になるかと思っています。そのアンケート等が今後、どのように反映されるのか、調査結果がどの施策にどのように反映されているのかを、次の検討会で示していただきたいと思います。当事者や現場の生の声が、施策体系のどこに活かされているのか期待したいと思います。

木本メンバー

今回の調査の自由記述には多くの意見が寄せられており、市民の皆様が様々な視点から地域の課題を捉えていることが分かりました。また、一つひとつの意見を読む中で、障がいの有無にかかわらず、共通して課題と感じている事柄があることも分かりました。その事柄を丁寧に拾っていけば、逗子市における重要な課題が見えてきて、私たちが障がい者福祉計画をどう策定していくかの議論の軸になると考えます。

黒崎メンバー

私たちは過去4回、「音のないフェスティバル」を開催してきました。第1回から、500人、250人（雨天の影響）、400人、500人と多くの方々が来場され、帰りにはアンケートをお願いしました。回収は少数でしたが、「手話語りの会場であまりの静けさに不気味だと感じたが、聞こえない人の生きる環境がわかり、手話の必要性を理解できた」などのご意見をいただきました。条例の要望書提出も、これらのご意見に後押しされた部分もありますので、ご参考までにお伝えします。

事務局 沼田

それでは、議事3 その他、事務局から説明させていただきます。

議事3 その他

事務局 細野

第1回の検討会で、中村メンバーからのご質問で宿題とさせていただいていた件について、この場を借りて説明させていただきます。

環境クリーンセンターが行う「ふれあい収集」の実績値の件数で、令和6年の287件から令和7年は229件と50件ほど減少した理由について、クリーンセンターに確認し

たところ、昨年後半に対象者の実態的な調査を行い、入院で休止中かつ再開の見込みがない方などを中止として整理したため、より実態に近づいたのが令和7年の数値ということで、何か大きく状況が変わったわけではありませんでした。

事務局 沼田

皆様、長い時間ありがとうございました。今日はこれで閉会となります。

【閉会】